

「放課 G 0→しばはま学童クラブ」での虐待事案に関する要望書

2022年8月15日

ライフサポート株式会社 代表取締役社長 ■■■■■ 様

ミアヘルサホールディングス株式会社 代表取締役会長 ■■■■■ 様

ミアヘルサホールディングス株式会社 代表取締役社長 ■■■■■ 様

港区長 武井 雅昭 様

港区 こども家庭課長様

写し：「放課 GO→クラブしばはま」利用の全保護者 様

港区立芝浜小学校長 ■■■■■ 様

芝浦港南地区総合支所 管理課長 様

港区議会議員 ■■■■■ 様

港区議会議員 ■■■■■ 様

保護者有志一同

<経緯>

7月4日（月）

- ・「放課 GO→クラブしばはま」内にて、同学童職員から児童ら（約20名）への暴言恫喝ならびに居合わせた他の職員による制止のない虐待の実態が目撃される
- ・ 上記を目撃した保護者（以下、保護者 A とする）により、港区港南地区総合支所へ通報／港区立芝浜小学校副校長へ連絡

7月6日（水）

- ・ 保護者 A が■■■■「放課 GO→クラブしばはま」施設長他、職員1名と面談。施設長から、7月16日に開催予定の保護者会にて、保護者への説明と今後の改善方法について話をすると約束を受ける

7月16日（土）

- ・ 保護者会にて上記説明が一切なされず、保護者 A が帰り際の保護者約10名程度を呼び止め、経緯の説明を行う
- ・ その場に出てきた■■■■施設長に対して、保護者らより、再度、全保護者へ状況の説明について通知し、再度保護者会を開くことを要望

7月19日（火）

- ・ 保護者 A より話を聞いた別の保護者（以下、保護者 B とする）より「放課 GO→クラブしばはま」運営会社のライフサポート株式会社の親会社である、ミアヘルサホールディングス株式会社 社外取締役 ████████ へメールにて、5項目（常態化している虐待の実態について保護者への詳細の説明、問題社員の転籍、問題を黙認し、内部通報しなかったことに関連して残った職員の再教育、いつでも抜き打ちで保護者が監査できる仕組みの構築等）を依頼し、██████ より電話を受ける
- ・ 区議会議員 ████████ 様より港区こども家庭課へ連絡し、ライフサポート株式会社が父兄からの苦情を港区に報告していないことも問題であるため、速やかに対処する旨報告を受ける

7月20日（水）

- ・ 保護者 B がミアヘルサホールディングス株式会社 社外取締役 ████████ より早急に問題解決にあたっている旨連絡を受ける
- ・ 保護者 A が ████████ 施設長より「保護者への事件に関する通知も保護者会開催も港区から止められたためできない」旨連絡を受ける
- ・ 保護者 B が学童を見学後、ライフサポート株式会社 取締役 ████████、児童育成事業課 課長 ████████ と面談

7月21日（木）

- ・ 保護者らより港区芝浦港南総合支所管理課へ連絡、相談を実施
- ・ 保護者 A が ████████ 施設長より保護者会を開催する旨連絡を受ける

7月25日（月）

- ・ 保護者 B がミアヘルサホールディングス 社外取締役 ████████ へ学童見学ならびにライフサポート株式会社 ████████ らとの面談、保護者らからの声について連絡し、第三者による調査ならびに約4ヶ月間に渡る虐待により傷つき、暴言を覚えた児童らへの外部の専門家による心のケア、常時全ての児童と接する場面の録画等の6項目について再度依頼

7月26日（火）

- ・ 保護者 B よりライフサポート株式会社 取締役 ████████ に対して、メールにて、8月8日（月）実施予定の緊急保護者会での要望として、学童職員らへの受講研修の詳細（紙面）、実際に使われた暴言の詳細、リモート会議の設定、児童の治療方針の説明等の9項目を送付

7月29日（金）

- ・ 保護者会日時確定

8月3日（水）、4日（木）

- ・ 登室している児童へ保護者会の案内が配布される

8月4日（木）

- ・ 案内を配布できなかった保護者へ電話にて案内がなされる

8月8日（月）

- ・ 緊急保護者会の開催

上記経緯のとおり、学童職員から児童らへの暴言恫喝が目撃されて以来、保護者からの再三の要望により、8月8日（月）によりやく緊急保護者会が開かれました。しかしながら、事前に提示していた要望事項について報告・説明がない、子供へ責任転嫁する発言が多い、「学童が怖い」と言って利用を控えている児童の実態調査をしない、学童が怖くて来なくなっているのは1名と過少に申告する、暴言の詳細を言わない、あたかも一度だけの出来事であったかの様な説明をするなど、十分かつ具体的な説明がなかったことに失望しています。

そこで、緊急保護者会を踏まえまして、改めて以下のとおり要望申し上げます。関係者の皆様におかれては、可能なものから随時、御回答頂けますよう御願い申し上げます。

なお、保護者との情報共有は速やかに行うことが極めて重要との観点から、本件の情報共有についてはメール配信としていただけますよう、重ねて御願い申し上げます。

＜ライフサポート株式会社への要望＞

1. 8月8日（月）緊急保護者会の議事録の早急な作成と全保護者との共有
2. 保護者会でライフサポート社より対応すると言及のあった、アンケート回答にあたっての全ての職員の氏名と顔写真資料の保護者への配布
3. 施設内での児童のお迎えに関する運用ならびに見学に関する全保護者への早急な通知
4. 命令口調での児童への対応ならびに以下に挙げる虐待の禁止と、下記は極めて不適切な行為

であり禁止したことについての児童への周知

- (1) トイレに行きたい、色鉛筆を取りたい等用事のある際に無言で手を挙げさせ、手を挙げずに席を立つと叱責する
- (2) 階を移動する際、完璧な整列ができるまで何度もやり直しさせ、複数回の「前ならえ」を強要する
- (3) 昼食ならびにおやつ時にぴったりと手を合わせられるまで「いただきます」のやり直しをさせる
- (4) 当番の児童に「●●くん以外は、いただきます」等、いじめを助長することを言わせる

上記に関し、児童らから以下の報告があります。

- ・職員からの「言え」「黙れ」「お前らうるさい」等の命令口調での怖い発言がある
 - ・階の移動時に整列の際、完璧な列になるまで何度もやり直しをさせられ、「前ならえ」を10回くらいさせられる
 - ・ぴったりと手を合わせていただきますを言えるまで何度もやり直しをさせられ泣いた子がいた
 - ・手をしっかり合わせられていない子に対して「●●くん以外は、いただきます」といじめを助長するような発言を当番の児童から言わせている
 - ・名指しで仲間外れにされないようにびくびくして過ごしている
- また、保護者らから、子供が「黙れ」「お前」「うるせいよ」等の暴言を口にするようになったとの報告が多数寄せられています。

5. 児童（既に学童の利用を停止・休止している児童を含む）に対して、3にあげたものの他、使ってはいけない言葉、態度を児童に対して説明し、そのような言動や態度の職員を小学校に通報する仕組みの構築
6. 児童（既に学童の利用を停止・休止している児童を含む）に対して使った、不適切な言動や態度などについて明確にし、それらについての職員（退職した職員を含む）から児童への明確な謝罪
7. 職員（退職した職員や非常勤の職員を含む）への、保護者指定の弁護士による個別面談による実態究明
8. 4月以降全期間、日別の利用実態について、匿名化した個人別の利用開始時間ならびに終了時間を含めた全生データの提出
9. 約4ヶ月間に及ぶ虐待で傷つき、暴言を覚え、登室拒否、PTSDになっている児童（既に学童の利用を停止・休止している児童を含む）の特定と外部の専門家による心のケアサービスの提供ならびに全保護者への通知

<ミアヘルサ HD への要望>

1. 現在実施中の調査に、8月8日(月)の保護者会にて、保護者からあがった全ての質問に対する明確な回答を含めること。なお、保護者からの質問に対しては、その趣旨を十分理解した上、抽象的な回答に終始することなく具体的な回答を御願いたします。

2. 調査を7月4日に限定することなく、網羅的に実施すること。

上記については、7月4日(月)に目撃された暴言について、普段は穏やかなスタッフがたまたまその日に現場を切り盛りしようとする使命感で暴言を口にしてしまったとするライフサポート株式会社の説明と、このような暴言が4月当初から日常的になされていたとの児童らの証言に相違が見られるためとなります。

3. 調査スケジュールの提示(暫定でも可)

4. 調査実施の中間報告

なお、調査結果に関する説明会については、少なくとも1週間以上の間隔を空けて開催日時を告知ください。

5. 児童(既に学童の利用を停止・休止している児童を含む)を対象とするインタビュー等を行う場合において、事前に保護者に対してその趣旨、方法等についての説明と了承を得ること。なお、インタビューにおいては、専門的手法に則り、児童が恐怖心を感じないように小学校担任・同保健室スタッフ等がインタビュアーを務める、臨床心理士が同席するなど、児童の心身に万全の配慮をお願いします。

<港区への要望(放課GO→クラブしばはまの事業者選定他について)>

1. 上記調査と同時並行し、事業者の選考過程にて「安全安心と併せて、子どもの権利条約を踏まえた記述があり、本事業を運営するのに適切な事業者である」や「マニュアル整備や人材育成の体制など、本部の支援体制がしっかりしている」等と高く評価されたライフサポート株式会社がこのような事態を起こしたことにつき、選定方法において何か問題はなかったのかについての解明、説明(例: 予定価格、審査体制、入札への参加資格等。)

2. ライフサポート株式会社については、区内「ゆらりん港南緑水保育園」(2020年11月)にて委託費等の不正受給が確認され、約620万円の返還が命じられたこと、当該不正受給について同社本部からの組織的な指示により虚偽申請や隠蔽が行われたこと等の一連の事実について、港区ホームページにも掲載されています。さらに、同社の運営する豊島区「ゆらりん椎名町保育園」(2018年11月)、杉並区「ゆらりん荻窪保育園」(2020年1月)においても同様に委託費等の不正受給が認定されています。上記事実をもってなお、入札参加の適格者と判断した理由についての説明

3. ライフサポート株式会社との契約期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとなり、ただし、「適正な事業運営がなされていると認められる場合に限り、令和8年度まで毎年、契約の事業候補者として推薦される」とされているが、その趣旨（新たな入札をせず再契約となる、入札は行うが点数が上乘せされる等）の説明

4. 現時点では「適切な事業運営がなされていると認められる」とは考えられないため、来年度の新たな事業者選定準備を確実に進めていただくこと。また、方針が決まり次第、御教示いただくこと。その際、以下の点も加味ください。

➢ 複数の児童による証言から、職員の児童への暴言の発生、その場に居合わせた職員がそれを制止しないという状況が慢性化していたとみられ、ライフサポート株式会社による運営においては、港区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第二条の最低基準（児童が明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成される）の条件を満たしていないこと。

➢ ライフサポート株式会社による運営においては、放課 GO→クラブ協議会、連絡協議会、サポーターの設置、遠足を夏休みに1回実施等、選考時に提示された「港区放課 GO→クラブ実施要綱」「仕様書」の内容のうち、対応されていないものが散見されること。

次年度は、上記にて判明した入札の問題点を改善の上、确实・安心な運営が見込まれる事業者の選定をお願いいたします。

5. 現在の運營業務委託の仕組みでは、年間の費用が固定であり、利用児童数が減るほど運営会社にメリットがあるため、来年以降の業務委託においては、年度当初の登録児童数の減少に応じて、支払われる委託費が減少する契約とすること。

6. ライフサポート株式会社の主張と児童らの証言に相違が見られ、職員同士の自浄作用が期待できない中、安心して児童を預け入れることができない状況となっているため、1階多目的室、多目的室外廊下、5階国際室、5階学童クラブ専用室に防犯カメラを設置

なお、データについては、少なくとも過去6ヶ月間に遡って閲覧出来るようお願いいたします。

7. 事件が目撃された7月4日から1ヶ月以上が経過しているにも関わらず、状況の詳細について保護者へ説明ただけておらず、また、8月8日の緊急保護者会の内容も踏まえて、事業会社のみでの実態解明は困難であることが予想されるため、港区が中心となり、実態を解明いただくこと

(了)

更新日：2022年5月14日

港区放課GO→クラブしばはま業務委託に係るプロポーザルの選考結果について

1 プロポーザル方式採用の理由

港区放課GO→クラブ事業の運営については、児童福祉の向上と安定した事業運営を図るため、専門的知識を有する事業者へ委託します。このため、児童の健全育成等の分野において優れた実績と専門知識を有し、児童や保護者の視点に立った良質なサービスが提供できる事業者を選定する必要があります。

運営事業者の募集にあたっては、より質の高いサービスを行うため、民間事業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人を対象にプロポーザル方式による選考を採用しました。

2 選定経過

日程	内容
令和3年8月10日（火曜日）	第1回選考委員会（審査方法の決定）
令和3年8月20日（金曜日）	公表、募集要項配布
令和3年9月1日（水曜日）	現地見学会
令和3年9月30日（木曜日）	応募申込及び提案書等提出締切
令和3年10月26日（火曜日）	第2回選考委員会（第一次審査）
令和3年10月27日（水曜日）	一次審査結果通知
令和3年11月8日（月曜日）	第3回選考委員会（第二次審査）
令和3年11月18日（木曜日）	二次審査結果通知

3 参加事業者

5事業者

4 審査方法

審査は資格審査、第一次審査及び第二次審査を行い、事業候補者は、資格審査を満たしている候補者から、第一次審査と第二次審査の各委員採点の合計点数を加算したものをもとに審議の上、決定することとしました。

(1) 資格審査

申込事業者は、全て参加資格要件を満たしているか書類審査を行いました。

(2) 第一審査

申込事業者から提出された申込書類及び提案書類について、審査基準に基づき、評価項目ごとに各選考委員が評価採点し、総合的な審査を行い、第一次審査通過者として3者を選考しました。

(3) 第二審査

第一次審査通過者のプレゼンテーション及びヒアリングを実施しました。審査基準に基づき、評価項目ごとに各選考委員が評価採点し、第一次審査と第二次審査をあわせた総合評価により事業候補者を選考しました。

5 選定事業者名

ライフサポート株式会社

6 選定理由

(1) 事業展開にあたっての基本的な考え方の中に、安全安心と併せて、子どもの権利条約を踏まえた記述があり、本事業を運営するのに適切な事業者であると評価しました。

(2) 児童の安全確保について、外出時の事故予防など具体的で明確であり、事故発生時の危機対応をチャートでわかりやすく示している点が評価できます。

(3) 副施設長の配置など、施設の特性を捉えた職員配置が提案されています。

(4) 施設長候補者が業務に精通しており、安定した施設運営が期待できます。

(5) マニュアル整備や人材育成の体制など、本部の支援体制がしっかりしている点が高く評価できます。

7 選定委員の構成

職位	氏名	役職
委員長	阿部 真美子	聖徳大学 教授
副委員長	長谷川 浩義	芝浦港南地区総合支所長
委員	田中 正浩	実践女子大学 生活科学部生活文化学科 教授
委員	秋山 展子	秋草学園短期大学 地域保育学科 准教授
委員	西川 克介	子ども家庭課長 (第1回選考委員会)
委員	白井 隆司	子ども家庭課長 (第2・3回選考委員会)
委員	三浦 和志	港区立芝浦小学校 校長

8 関係資料

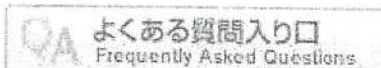
- (1) [募集要項 \(PDF : 490KB\)](#)
- (2) [仕様書 \(PDF : 366KB\)](#)
- (3) [第一次審査評価表 \(PDF : 107KB\)](#)
- (4) [第二次審査評価表及び総合審査結果表 \(PDF : 105KB\)](#)
- (5) [第1回～第3回選考委員会会議録 \(PDF : 234KB\)](#)

よくある質問

特によくある質問

- (1) [区のホームページで入札情報 \(契約情報\) を知りたい。](#)

「よくある質問コンテンツ」をご活用ください。



お問い合わせ

所属課室：芝浦港南地区総合支所管理課施設運営担当

電話番号：03-6400-0033

ファックス番号：03-5445-4590